「第二十七条の十二」の下に「及び第二十七条の十二の十三」を加え、同表第三号中「第二十六条第二項」の下に「（法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）」を加え、同表第四号中「第二十七条第一項」の下に「（法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）」を加え、同表第十一号中「第二十七条の三十第一項」を「第二十七条の三十三第一項」に改め、同表第二十七号中「に係る」を「若しくは特定卸供給事業に係る」に改め、同表第三十八号中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に、「であつて、登録調査機関に関するもの」を「及び同条第五項の規定に基づく権限（同条第三項の申出に係るものに限る。）」に改め、同号を同表第三十九号とし、同表第三十七号中「第百十一条第一項」の下に「及び第四項」を加え、「及び同条第三項」を「並びに同条第五項」に、「の申出」を「又は第四項の申出」に、「に係る業務」を「若しくは特定卸供給事業に係る業務」に、「供給地点又は」を「供給地点、」に、「場所」を「場所又は特定計量をする者の事業所」に改め、同号を同表第三十八号とし、同表第三十六号中「第百七条第七項」を「第百七条第八項」に改め、同号を同表第三十七号とし、同表中第三十五号を第三十六号とし、第三十二号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。

| | |
|---|---|
| 三十一　法第百六条第十三項及び第百七条第十項の規定に基づく権限（法第百十四条第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。） | 特定計量（法第百三条の二第一項に規定する特定計量をいう。第三十八号において同じ。）をする者の事業所を管轄する経済産業局長 |

第二十七条を第四十六条とする。

第二十六条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　配電事業者　次に掲げる事項

イ　配電事業の運営に関する事項

ロ　第二号ロに掲げる事項

ハ　配電事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項（前項に規定する事項を除く。）

ニ　第二号ニに掲げる事項

第二十六条第二項に次の一号を加える。

七　特定卸供給事業者　特定卸供給事業の運営に関する事項

第二十六条第三項第二号中「第二十七条の三十第一項」を「第二十七条の三十三第一項」に改め、同条を第四十五条とし、第二十五条を第四十四条とし、第十一条から第二十四条までを十九条ずつ繰り下げる。

第十条の前の見出しを削り、同条第一項中「第十六条」を「第三十五条」に改め、同条を第二十九条とし、同条の前に見出しとして「（仲裁委員の選定等）」を付し、第九条を第二十八条とし、第八条を第二十七条とする。

第七条第一項中「第十六条」を「第三十五条」に改め、同条を第二十六条とし、第六条を第二十五条とし、第五条を第二十四条とし、第四条を第二十三条とし、第三条の次に次の十九条を加える。

（借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額）

**第四条**　法第二十八条の五十二第三項の政令で定める額は、千二百億円とする。

（広域的運営推進機関債の債券）

**第五条**　広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）は、広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）を発行するときは、当該機関債につき社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。第八条第一項第六号及び第二項第三号において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある場合を除き、機関債の債券を発行しなければならない。

2　前項の機関債の債券は、無記名式で利札付きのものとする。

（機関債の発行の方法）

**第六条**　機関債の発行は、募集の方法による。

（募集機関債に関する事項の決定）

**第七条**　推進機関は、その発行する機関債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集機関債（当該募集に応じて当該機関債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる機関債をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

一　募集機関債の総額

二　各募集機関債の金額

三　募集機関債の利率

四　募集機関債の償還の方法及び期限

五　利息支払の方法及び期限

六　機関債の債券を発行するときは、その旨

七　各募集機関債と引換えに払い込む金銭の額

八　募集機関債と引換えにする金銭の払込みの期日

九　一定の日までに募集機関債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集機関債の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日

十　前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

（募集機関債の申込み）

**第八条**　推進機関は、前条の募集に応じて募集機関債の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　募集機関債の名称

二　当該募集に係る前条各号に掲げる事項

三　機関債の債券を発行するときは、無記名式である旨

四　引受けの申込みがあつた募集機関債の額が募集機関債の総額を超える場合の措置

五　募集又は管理の委託を受けた者があるときは、その商号又は名称

六　社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨及び振替機関（社債等振替法第二条第二項に規定する振替機関をいう。）の商号

七　前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2　前条の募集に応じて募集機関債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を推進機関に交付しなければならない。

一　申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二　引き受けようとする募集機関債の金額及び金額ごとの数

三　社債等振替法の規定の適用がある機関債（第十条第二項において「振替機関債」という。）の募集に応じようとする者については、自己のために開設された当該機関債の振替を行うための口座

3　前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、経済産業省令で定めるところにより、推進機関の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4　推進機関は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下「申込者」という。）に通知しなければならない。

5　推進機関が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を推進機関に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）に宛てて発すれば足りる。

6　前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。